

農業・農村における社会的企業に関する 既往関連研究の整理と課題

山 本 公 平*

1. はじめに

近年の少子高齢化の進展や、人口の都市部への集中等から、農村部においても農業従事者の減少と耕作放棄地の拡大によって集落の存続が危ぶまれる、といった社会的課題が顕在化している。

これらの課題は、就労環境やライフスタイルの変化から質的にも多様化しており、社会的課題の解決を担うのは誰なのか、という問題が問われている。900兆円を越える債務となった国をはじめとする行政がすべてを解決することは困難な状態であり、それならば市場が解決すべき、といった二者択一的な発想では社会的課題の克服は難しい。

1990年代から英国を中心に欧米各国で、社会的企業 (Social Enterprise) や社会的起業家 (Social Entrepreneur)、ソーシャルビジネス (Social Business) 等と呼ばれる地域の社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動が注目され、国をはじめとする行政との連携も図られている。

日本でも2000年代に入ると、欧米でのソーシャルビジネスの活動に触発された市民らによって社会的課題への新たな取組みが始まり、2007年9月から経済産業省がソーシャルビジネス研究会を開催し、ソーシャルビジネスが社会的課題を解決し地域社会や経済の活性化を担う役割と、成長への課題及び支援策について検討

されている。

本稿では、社会的企業による農業・農村における社会的課題への取組みに関する既往研究をサーベイする。そして、非営利組織を視座とした社会的課題への取組みの研究と、営利組織を視座とした研究とに分類・整理した上で、農業・農村における社会的企業概念を明らかにする。

2. 社会的企業の定義

2.1 EMES (社会的企業研究ネットワーク)

1990年代から多くの先進諸国において、伝統的な民間営利セクターにも公的セクターにも属さない社会経済的な起業組織が、さまざまな法人格によって活動しており、これをサードセクター (The Third Sector) と呼ぶ。サードセクターの領域と役割を明らかにし、その中でも主要な駆動力となっている社会的企業を分析するために、EU加盟15カ国の研究者が EMES (L'Émergence des Entreprises Sociales en Europe : 社会的企業研究ネットワーク) を立ち上げ、1996年から1999年まで研究が行われた。

その研究報告として Defourny [2004] は、国ごとに法的な枠組みが異なっていることを前提とした上で、社会的企業を経済的な側面と、起業組織の社会的側面から定義している。経済的な側面は次の4つである。

①財・サービスの生産・供給の継続的活動

社会的企業は、伝統的な非営利組織のように政策提言等のアドボカシー活動や助成財団等の金融再配分活動は行わないが、財やサービスの

* 広島経済大学経済学部准教授

生産・供給を継続的に行う。

②高度の自立性

社会的企業は人々の集団が自発的に創設し、自ら統制するものであり、行政や民間企業等に管理されることはない。

③経済的リスクの高さ

社会的企業は公共機関とは違い、財政的存立はメンバーや労働者の努力次第であり、経済的なリスクを負っている。

④最少量の有償労働

伝統的な非営利組織と同様に、社会的企業も貨幣的資源と非貨幣的資源、すなわち有償労働者とボランティアの結合が行われるが、社会的企業の活動には最少量の有償労働者が必要となる。

また、起業組織の社会的側面は次の5つとされる。

①コミュニティへの貢献という明確な目的

社会的企業の主要な目的の1つは、コミュニティや特定の集団に対して奉仕することを自ら望んで発揮しようとするものである。

②市民グループが設立する組織

社会的企業は、コミュニティや一定の目的を共有する集団に帰属する人々の共同の活力によって生み出されるものであり、これを維持していかなければならない。

③資本所有に基づかない意思決定

意思決定が1人1票制のように、株式会社方式の資本持株数の多寡によるのではないものとする。

④活動によって影響を受ける人々による参加

社会的企業の重要な特徴として、顧客の代表権と参加、ステークホルダー志向、民主的な管理方式があげられる。経済活動を進めながら地域レベルでの民主主義の促進が目的の1つである。

⑤利潤分配の制限

全面的な利潤非分配の組織から、利潤分配を

制限することで利潤極大化行動を抑制する組織までが含まれる。

2.2 ソーシャルビジネス研究会

谷本 [2006]¹⁾ は、先述したようなさまざまな社会的課題に対してボランティアではなくビジネスとして解決へ取り組む事業体を「ソーシャル・エンタープライズ (Social Enterprise)」(社会的企業)とし、事業体において社会的な課題とニーズをつかみ、新しいビジネススタイルを提案・実行する社会変革の担い手を「ソーシャル・アントレプレナー (Social Entrepreneur)」(社会的企業家)と位置づける。そして、社会的企業が社会的商品・サービスを開発したり、提供するための新しい仕組みの創出を「ソーシャル・イノベーション (Social Innovation)」と定義している。

谷本が座長を務めた前述のソーシャルビジネス研究会²⁾では、以下の3つの要件を満たす主体をソーシャルビジネスとして定義している。その担い手としては、図1に示す株式会社や、中間組織、NPO 法人が想定される。また、図1と図3の社会性及び事業性については、下記のような意図で用いられている。

①社会性：社会的課題への取組みが事業活動

のミッションであること。このミッションが、地域社会やステークホルダーから支持されることによって存在意義が高まり、事業として成立する。

②事業性：上記のミッションを市場社会におけるビジネスの形にあらわして継続的に事業活動を進めていくこと。この時、ステークホルダーに対してアカウンタビリティを伴った経営活動を行う必要がある。

③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。

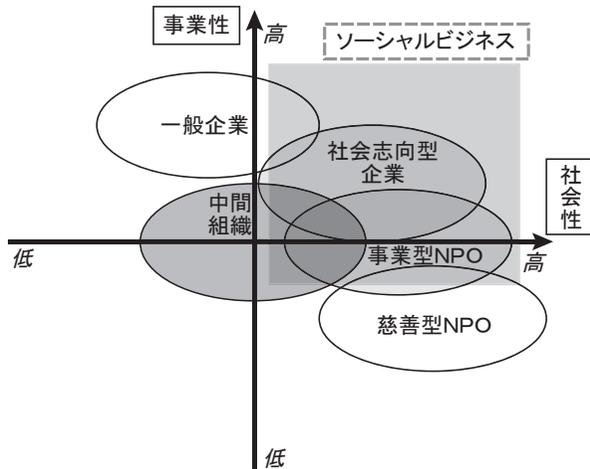
と、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。ところで、ソーシャルビジネスと同じような

意味合いで用いられるものとして「コミュニティビジネス」がある。

コミュニティビジネスについて細内 [2011]³⁾は、「地域コミュニティを起点として、地域住民が主体となって地域の問題に取り組み、コミュニティの労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域資源を生かして、ビジネスとして成立させていくコミュニティの元気づくりを目的

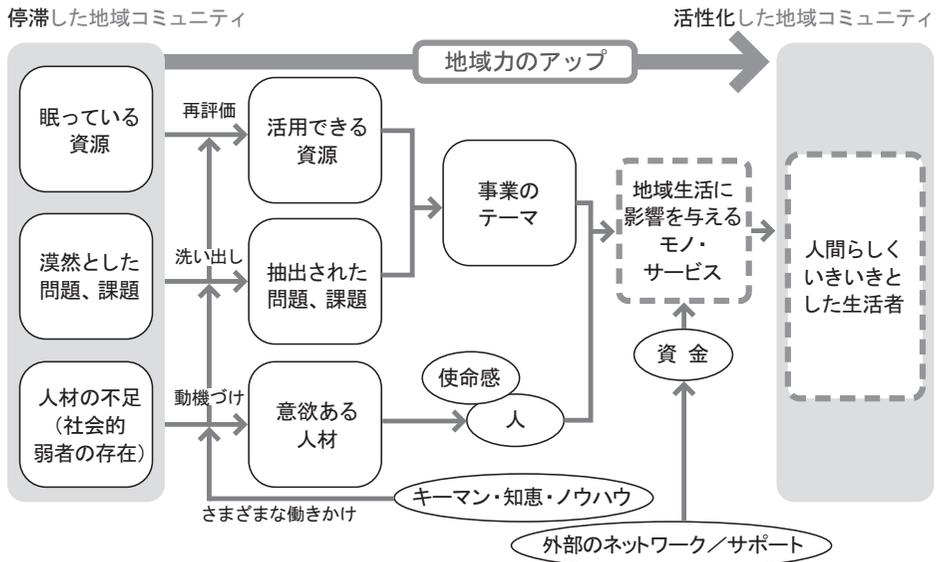
にした事業活動」として捉えている。図2に示すとおり、地域コミュニティを活動領域として、地域の課題に地域の資源を活用することでビジネスとして成立させるものである。

谷本 [2006] は、ソーシャルビジネスの社会的課題の範囲については、地球環境問題といった世界レベルの課題からローカルでマイナーな課題までが含まれるとしている。



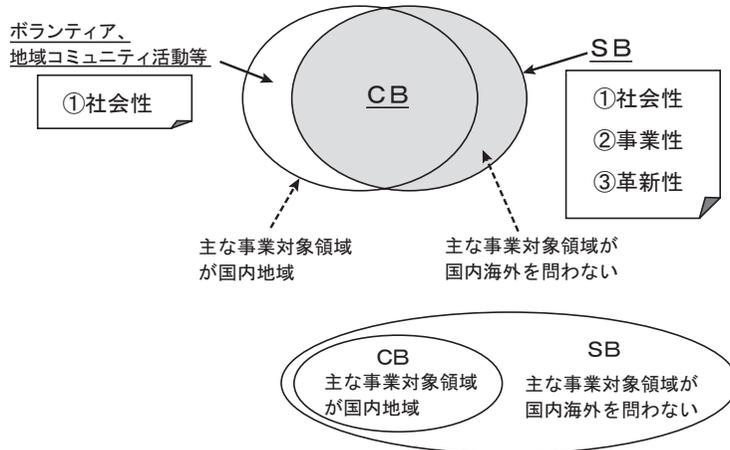
出所：経済産業省 [2008]

図1 ソーシャルビジネスの担い手



出所：細内 [2011]

図2 コミュニティビジネスの事業化フロー



出所：経済産業省 [2008]

図3 コミュニティビジネスとソーシャルビジネスの関係

同様にソーシャルビジネス研究会は、図3のとおり、コミュニティビジネスの定義は、ソーシャルビジネスの①社会性、②事業性、③革新性の3つの要件を満たしており、コミュニティビジネスの活動領域には一定の地理的範囲が存在するが、ソーシャルビジネスにはその制約がないことから、コミュニティビジネスはソーシャルビジネスに包摂されるものと指摘する。

本稿では、EMES及びソーシャルビジネス研究会の定義を踏まえて、「さまざまな社会的課題の解決をミッションとして、革新性をもってビジネスの形で継続的に事業活動を進める事業体」を社会的企業と定義する。以下ソーシャルビジネスやソーシャル・エンタープライズ等の事業体に対しては「社会的企業」を用いることとする。加えて、コミュニティビジネスは社会的企業に包摂される概念と位置づける。

2.3 社会的企業の形態

谷本 [2006] は社会的企業の事業形態について、日本、米国、欧州諸国のそれぞれが市場社会の構造や市民と政府との関係性、歴史の違いによって異なっていると指摘する。それらの基本形態を非営利組織と営利組織とに二分し、表

表1 社会的企業の形態

非営利組織形態	NPO 法人, 社会福祉法人	
	中間法人, 協同組合	
営利組織形態	株式会社 有限会社	社会指向型企业
		企業の社会的事業 (CSR)

出所：谷本 [2006] を参照に筆者作成

1に示すように非営利組織形態として事業型NPO法人⁴⁾や社会福祉法人等を挙げている。そして、営利と非営利の中間領域としては、中間法人や協同組合等が該当する。

営利形態としては、株式会社、有限会社等の会社組織として運営されるものを「社会指向型企业」⁵⁾と呼び、それらは社会的企業の定義によると、革新性を持った企業であることからベンチャービジネスにも該当すると指摘する。また、ベンチャービジネス以外の既存の一般企業が社会的課題に取組む活動もこれに該当するとして、CSR⁶⁾によって日常の経営活動のプロセスに組み込まれていくと述べる。

本研究の対象となる集落法人の事業形態は、株式会社と農事組合法人が大半を占めている。先述したように株式会社は営利組織形態に含ま

れるが、農事組合法人は農業協同組合法に基づいて設立された法人であり、協同組合の1つであることから、表1では中間領域に該当する。

次節では、農業・農村における社会的企業に関する既往研究を非営利的視点によるものと営利的視点によるものとに分類してサーベイを進める。

3. 農業・農村における非営利組織に関する既往研究

3.1 NPO 法人

既往研究では、非営利組織である NPO 法人が農村地域の活性化に与える影響についての研究がなされている。

今田 [2004]⁷⁾ は、NPO 法人は「市民がおこなう自由な社会貢献活動のための組織」であることから、農業そのものは NPO 法人には相応しいとは言えないものの、棚田の保全や都市と農村の交流、村おこし等の農業・農村を取り巻く諸問題に対する活動は機能していると、複数の事例を紹介している。しかし、これらの NPO 法人は全戸加入方式を採用しており、NPO 法の趣旨は同じ志を持つ人たちが自由意志で法人を設立するものであって、全戸加入は NPO 法人には馴染まないとしている。また、NPO 法の制度上、他法人への出資や社員への配当ができない等ビジネス上のインセンティブが弱いことから、社会的企業として運営することは向かないとも指摘している。すなわち、NPO 法人の非営利的な制度によって、社会的企業をビジネスとして行うための高いモチベーションを持つことが難しいと結論づけている。

多田 [2010]⁸⁾ は、「地域における農林水産業と消費者・地域資源との結びつきを深め」、新しい社会的企業の創出を図ることを理念として、福井県農林水産部の技術者 OB が中心となって出資・設立した NPO 法人の梨の木オーナー体験事業や体験学習・教育支援等の運営支

援事例から、支援組織としての社会的企業の課題と展望を整理している。

秋山 [2009]⁹⁾ は、日本の農業・農村分野では営利事業の領域は狭く限定されており、非営利領域が9割以上を占めると指摘する。農村政策において非営利組織が位置づけられているのと同様に、経営支援政策での非営利事業のビジネス・モデルの構築が不可欠であるとし、鹿沼市農業公社を事例として市町村農業公社を中心に、農業系の社会的企業等非営利事業・組織の実態を分析している。そして、農業・農村における非営利や公益事業に関する研究の蓄積が乏しいことから、今後強化することが課題であると提唱している。

3.2 地域クラスター

ここでは、農村、地方自治体、その他ステークホルダーとのコミュニティクラスターによる推進に関する研究をサーベイする。

黒木 [2006]¹⁰⁾ は、農業集落において副業に裏付けられた地域性の高い伝統技術等の人間関係や地域の文化に埋め込まれ、共通の指標化や数値化がされにくく互換性に乏しい知識をローカル暗黙知と定義する。そして、耕地や山林等の土地資源やローカル暗黙知のシーズを活用した都市農村交流等による農業集落再生の活動を社会的企業として捉えている。中山間地域の農業集落ではある程度のシーズは存在するものの経営資源が十分ではないことから、農業集落、大学、自治体を構成メンバーとした「コミュニティ・ビジネスクラスター」による推進を提唱している。ローカル暗黙知の有効性を科学的に解明しそれを地域内構成メンバーの共有財産にして社会的企業を提案することが、大学が社会的企業クラスターの一員として果たす役割であるとし、広島県立大学生物資源学部の演習科目を事例として分析している。

細内 [2011]¹¹⁾ は、社会的企業に含まれるコ

コミュニティビジネスを、地域コミュニティを起点として、地域住民が主体となって地域の問題に取り組み、コミュニティの労働力、原材料、ノウハウ、技術等の地域資源を生かして、ビジネスとして成立させていくコミュニティの元気づくりを目的にした事業活動として捉えている。彼はまた、日本の農村社会ではマイクロ政策は存在してもマクロ政策がなかったと指摘し、コミュニティビジネスの推進には、その両方が必要であると提唱している。地域の遊休資源や生活文化の活用、女性・高齢者の活用等の「ヒト・モノ・チエの活用」がマイクロ政策であり、これに加えて都市部に対する環境保全税の導入や、コミュニティビジネスに対する税の減免措置・補助金の交付等の「新たな政策誘導」であるマクロ政策の両輪によってコミュニティビジネスの存続が成立すると述べている。また、農村社会には地縁コミュニティとしての農村住民の基礎集団と集落、里山、森林、温泉等の地域資源があり、スポーツや医療・介護、文化・芸術、自然等に関心が高い都市部の住民で好縁コミュニティとしての機能集団が結成され、これらがうまく癒合することで新たな仕組みができた状態を「テーマコミュニティの森」と呼び地域の活性化が可能になると提唱する。

NPO 法人等非営利組織による農村地域の活性化に関する研究からは、農業そのものではなく支援機関としての位置づけで研究がなされていることが判明した。また、地域クラスターに関する研究からも、さまざまなステークホルダーが有機的に融合することで、地域の活性化に結びつけるための研究がなされていることが判明した。

4. 農業・農村における中間組織に関する既往研究

ここでは、農業協同組合（以下「JA」と言う）に代表される中間組織に関する既往研究をサー

ベイする。

これまで JA 経営に関する研究は多く行われてきたが、JA を社会的企業と位置づけたものとしては、人口減少と高齢化によって存続が困難となっている農村部の地域コミュニティの活性化への JA の役割についての研究がなされている。

桜井 [2006]¹²⁾ は、日本の JA に対する批判が高まる中で、少子・高齢化が進む農村地域において住民も参加する形で農村の再生を図る全国の JA の事例を基に、これからの JA の存在意義について検討している。その中で、JA に求められることは、組合員とその家族、非組合員も含めた地域住民の課題を把握することであると指摘する。想定される課題として地産地消のネットワークによる安全な食品供給体制の確立や、地権者の高齢化による農地の保安全管理が考えられる。これには営農・生活両面における目的別につくられた少人数の組合員による助け合い組織等、自主的な活動で運営するコミュニティコープ機能と、事務局が信用・共済・購買・販売等を行う事業コープ機能の複合体を目指すべきであると提言する。そして、昨今の JA 合併による支店の統廃合に対して、組合員が主体的な活動を行うには小地域での活動が重要であると指摘している。

2006年の第24回 JA 全国大会で、「安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域への貢献」が重点項目の1つとして決議された。石田 [2008]¹³⁾ は、JA が、①相互扶助型の自助組織として組合員のくらしを守り高める役割、②共同作業型の他助組織として社会的な問題の解決と生活の質の向上を図る役割、の2つの地域協同活動を担う根拠について考察している。日本の農業・農村における人口の減少・高齢化、森林の荒廃、耕作放棄地の拡大等の社会的、経済的な疲弊に置かれながら、都市市民の間で農山村の価値が見直され都市農村交流等が展開される外部要因と、広域合併や支店統廃合によって

組合員の JA 離れが進む内部要因から、その必要性を主張する。そして、JA 再生の糸口として具体的な実践のための手法を検討している。JA の地域協同活動が、森林の保全と農地の活用を通して地域の経済的・社会的価値を高めようとする「農村版社会的企業」に相当するものであるとし、JA は共同作業型他助組織の活動・事業を支援する「中間支援組織」として機能することが重要であると指摘する。そして、「中間支援組織」として、「社会的な目的と経済的な目的の統合」ないしは「社会統合機能の発揮」が最重要課題であると結論づけている。

同様に大友 [2011]¹⁴⁾ は、JA の運営を社会的企業として捉え、日本の農業分野における社会的企業の事例を基に、JA が組合員のみならず準組合員及び市民をステイクホルダーとして位置づけることで JA のミッションを広く伝え、ミッションに賛同してくれる市民を増やしていくことの重要性を指摘している。

一方で池上 [2008]¹⁵⁾ は、金融ビッグバンや事業改革によって合併し広域農協が主流となった JA が、地域づくりや生活支援分野から後退している点を指摘する。農村における地域づくりを行う NPO や市民団体等の「非営利セクター」は非力であり、国際協同組合同盟 (International Co-operative Alliance) が1995年に採択した原則の第7原則で「コミュニティへの関与」を謳っているように、JA が社会的企業の側面を強化することを提唱している。仮に直接関与できない場合も「非営利セクター」にインキュベーターとして協力することによる効果を示唆している。

楠本 [2011]¹⁶⁾ は、農村地域の社会的資本として組織された JA が、不採算を理由に広域大合併を繰り返すことによって地域から撤退している現状を指摘する。それに代わって集落営農が社会的資本として経営する社会的企業であるとし、JA が社会的に必要とされる組織になる

ためには社会的資本に生まれ変わることであり、その具体策として「集落営農ネットワークの連携の事務局、集落法人の連合会」機能を担うことを提言している。

北川 [2012]¹⁷⁾ は集落営農を個人の利益のみを契機としたものではなく、集落構成員の協力による共同性と、集落の農地を守ることによって地域のくらしや秩序を維持する公益性を含んだものであると位置づける。一方で、国や地方自治体の農業政策へ対応するために集落営農を展開する傾向が強まっており、それらの関係者は政策による交付金獲得が主目的となっていることを指摘する。集落総ぐるみでの集落営農ではなく、担い手農家と土地持ち非農家の分化が進み、無関心層の増加を危惧している。これに対する解決策として、JA や生協等の既存協同組合が、公益性な活動にとりくむ集落営農と連携することで、「地域の共同性」「経済性」「公益性」を追求する仕組みの構築を提言している。

以上のように、JA を社会的企業として位置づけた研究がこれまでなされてきている。第24回 JA 全国大会で JA の役割として、①相互扶助型の自助組織として組合員のくらしを守り高める役割、②共同作業型の他助組織として社会的な問題の解決と生活の質の向上を図る役割、の2つが決議された。そこで、表2に示すように、JA の2つの役割のうち、社会的企業として

表2 社会的企業として JA に求める役割による研究者の分類

社会的企業としての JA に求める役割	研究者
相互扶助型の自助組織として組合員のくらしを守り高める役割	桜井 [2006], 池上 [2008]
共同作業型の他助組織として、社会的な問題の解決と生活の質の向上を図る役割	石田 [2008], 池上 [2008], 大友 [2011], 楠本 [2011], 北川 [2012]

出所：筆者作成

のJAに求める機能として重視する役割によって研究者を分類した。その結果、表現方法は異なるものの石田〔2008〕が提唱する「中間支援組織」としての役割をJAに求める研究成果が多いことが明らかとなった。

5. 農業・農村における営利組織に関する既往研究

5.1 企業的経営

本節では、農業・農村における営利組織についての既往研究をサーベイする。

大江〔2008〕¹⁸⁾は、東京都練馬区の市街化区域内の生産緑地での農業体験農園の経営を社会的企業として捉え、都市の緑を守るために農業体験農園を経営することで農地を存続させる可能性について検討している。都市部の地方自治体が農地所有者から農地を借りて開設する市民農園より利用料金を高く設定しながらも、経営者が減農薬、減化学肥料を基本とした栽培指導を行い、収穫祭等のイベントを企画・運営することで、市民が農作業の体験や地域との関わりを深めることに満足し契約を更新している。経営者も当該農地で野菜を栽培するよりも高い売上高で原価率も低いことから、東京都内で同様の農園が増加傾向にあるが、相続問題から東京都の市街化区域内の農地面積は減少しており、都市農地の存続について課題が残されている。

秋津〔2008〕¹⁹⁾は、農村で暮らす人にとって、農業と比較的小規模な仕事を組み合わせる兼業形態が普通な状態であるとし、建設業や製造業等の地方の就業先がやせ細る中で、新たな就業先としてスモールビジネスに着目している。秋津は農村におけるスモールビジネスの定義として、地域資源を有効に活用し大きなリスクを抱えずに創業が可能で、補助金等を活用しない自立的かつ持続性のあるビジネスであり、月に10数万円以上の所得があるものとしている。事例として、農村女性が中心となった農産加工や

炭づくり、工芸品等の地域資源を利用するものに加えて、高齢者向けのデイサービスや送迎サービス等の福祉関連のビジネスを挙げている。秋津が唱えるスモールビジネスは「個的な暮らし」に焦点をあて多就業的なライフスタイルを支えるものであり、社会貢献や地域政策といった志の高い目標ではないとするが、一方で将来的にはこれらの可能性も踏まえた「間口が広くて敷居の低い概念」であると提言している。

村山〔2009〕²⁰⁾は、農村地域における社会的企業の2つの事例から、社会的目的と経営の自立、地域経済循環を視座として検討している。「地域経済循環の核となる可能性とその地域波及効果」を明らかにしている。また、農村社会的企業の形態の多様性から、類型化やビジネスとしての成立条件・課題、地域政策としての課題等の検討が必要であると論じている。

岩崎〔2004〕²¹⁾は、第59回全国農業コンクール名誉賞を受賞した、三重県多気町ですべての食材を地域の農産物でまかない売上の6割を地域に還元する農村レストランを事例として、社会的企業としての成功要因と生活改良普及員等支援者の役割を検討している。

坂本〔2010〕²²⁾は高齢者及び障害者、中高年を対象とした雇用創出型の社会的企業として、徳島県上勝町の彩産業や岡山県のライスパーク等の事例を基に、我が国における社会的企業の今後の可能性について検討している。

柏〔2009〕²³⁾は、英国の農村社会的企業に対する環境食料農村省の支援策を、住民出資の事業体による財・サービスの供給や、社会的企業が中心となって地域のフードシステムを再編した事例等を用いて紹介している。また、450人の中規模家族経営者の出資によって設立された機械共同利用組合の経営多角化による組織再編を考察している。組合員である中規模階層が、今後5年から10年で①国際競争力を持つために大規模・専門化する集団と、②離農・兼業化を

含めた有機農業等の多様な形態へと分化していくことを予測し、その両方を支援している事例を新たな社会的企業の姿として紹介している。考察の結果、環境食料農村省は農村社会的企業が「環境・経済・社会の三者一体的な向上をコミュニティを巻き込みながら行っている」ことに着目し、国とのパートナーシップを構築させる中での支援を進めているとし、EU 共同の「アジェンダ2000共通農業政策改革」との関連の中で農村社会的企業をどう位置づけていくかを課題として提示している。

日本では、農地法改正に代表される相次ぐ規制緩和によって農外からの農業参入は容易になったが、秋山 [2007]²⁴⁾ は農業参入への障壁は営利事業が経営的に成立し得ない経済環境にあると指摘する。そして「非営利事業・組織」の重要性を英国の社会的企業が経営するシティファームの事例と、パススルー税制²⁵⁾ の導入によって農業事業の赤字決算を構成員の所得税へ課税することで節税対策が可能になる米国の LLC (Limited Liability Company) 等の事例を基に考察している。その結果、日本の農業・農村分野における社会的企業の展開は未成熟であり、「所有と経営の一致」を原則とした日本版 LLC・LLP (Limited Liability Partnership) 等の企業形態の活用による展開を望んでいる。

以上が企業的経営に関する研究である。第1章でのサーベイでも整理したように、1990年代以降は農業・農村における社会的企業の育成について企業経営の視点での研究が行われている。特に農産加工や農業体験農園、農村レストラン等、農業の多角化によって地域活性化を支援する組織の経営を、企業的経営の視点での研究がなされていることが明らかとなった。また、欧米との比較による農業・農村の社会的企業に関する研究も進められている。

5.2 女性起業

先述した秋津 [2008] のスモールビジネスは、農村での生活は個的な暮らしに焦点をあてた多就業的なライフスタイルであり、その担い手に含まれるものとして女性に焦点をあてていた。

ここでは、戦後の農村女性の地位向上と農村の民主化を目的とした農村施策である生活改善運動等によって女性達が農村の中で働いて来た経緯から、女性起業について整理した研究をサーベイする。

岩崎 [2004] は、農村女性による起業の法人化の事例から、女性起業の特性としてメンバー一人ひとりが対等に地域づくりに参画する方向性を持ち、組織原理もピラミッド型のタテ構造ではなく、ネットワーク型のヨコ構造を形成していることを明らかにし、農村女性個人が出資者として経営に参画するために必要となる家庭内の環境について検討している。

西山 [2009]²⁶⁾ は農村女性の起業のとりくみの変遷を整理し、食の安全・安心意識の高まり等の背景から、今後の女性起業の社会的企業としての展開について考察している。戦後の生活改善運動や農家の自給運動において女性起業の基礎が農村に蓄積されてきたと分析する。1990年代に入って女性の起業活動への支援の必要性を提言する政策が出されたことから、女性の経済的、社会的な自立を目的とした女性起業が展開し、2000年前後の食をめぐる問題から食の安全安心意識が高まり、地産地消運動も登場した。女性起業も女性の経済的自立から、地域が持続的に発展する「地域の自立」へと意識が変化しており、社会的な問題を解決することを第一目的とした社会的企業型への展開を推測している。

以上の既往研究からは、農村での女性による地域活性化のための企業活動が、タテ構造からネットワーク型のヨコ構造へと変遷しつつ、女

性の経済的な自立への意識が働いており、従来の男性中心の組織とは異なる経営の展開について考察が進められていることが判明した。

5.3 集落営農

集落営農は、株式会社または農事組合法人等として法人化した組織と、法人化していない組織が存在するが、農林水産省²⁷⁾はこれらを一体として捉えている。また、既往研究の対象もさまざまであるが、農業の担い手として捉えた研究が多いことから本節においてサーベイを行うものである。

原田 [2008]²⁸⁾は農業・農村ビジネスを「経済的効果を追求する企業ビジネス型」と「地域社会の問題解決をめざす社会的企業型」に分類し、多角的事業展開の方向性について検討している。京都府内の集落型法人の多角化状況を分析し、多様化する地域ニーズに対応する社会貢献度が高い社会的企業であると指摘する。

山本 [2010]²⁹⁾は、集落営農を社会的企業として位置づけ、設立後3年以上の広島県内の集落法人を対象にアンケート調査を行い、持続的成長のための競争優位の源泉について考察している。集落法人の3期分の営業利益の平均値を基準として、営業利益が増加した法人と減少した法人に分類し検討した結果、営業利益が増加した法人ほど、社会的企業として存続するために、面積拡大や積極的な女性の活用等、営業利益獲得に向けた積極的な経営姿勢を持つことが明らかとなった。また、山本 [2011]³⁰⁾は、この調査の成果及び課題を踏まえて、広島県内の全集落法人を対象とした悉皆調査を実施し、法人設立後の役員意識に関する考察を行っている。

梅本 [2010]³¹⁾は制度・施策の動向によって展開してきた日本の水田農業を整理し、規模拡大と省力化を経て大型複合経営や多角経営へ展開していると指摘する。近年はこれに、減農

薬・減化学肥料などの環境保全的な対応を重要視し農地の管理主体として、あるいは農産物(食物)の供給主体としての社会的責任感が生まれつつあるとしている。

梅本は水田を基盤とする社会的企業として、集落営農組織を主体とした農業者が地域内の住民や地権者などのステークホルダー(利害関係者)との合意形成をはかりつつ、加工業者や流通販売者等と有機的に連携しながら、水田を最大限合理的に利用して水稻、麦類、大豆、野菜類などの農産物の生産性や品質を高めるとともに、それら作物に対して単なる原料生産にとどまるのではなく、商品としての生産販売事業を展開するなかで地域の活性化をめざす取り組みであると提起する。

そして梅本は、今後の水田農業の方向性を、①個別経営による多角化、②個別経営の大規模化、③稲麦大豆等を基幹とする大規模地域営農組織、④集落を基礎とする社会的企業の4方向に位置づけている。先述した水田を基盤とする社会的企業の定義にあるように、麦や大豆などを原料生産から商品生産までを一貫して取組むことが水田農業の再生・発展に繋がり、農地に代表される農村環境の保全などの社会的な目的を達成することが可能になるとしている。そのためには、集落営農組織が社会的企業の主体としてふさわしいと指摘している。

楠本 [2011]は、集落営農をNPOや地域通貨等の新しい協同システムとして捉え、社会的資本として経営する社会的企業であると指摘する。

小池 [2012]³²⁾は集落営農法人も含まれる集落営農に対して「地域農業活性化の担い手として期待される」存在であるとしている。そして、集落営農の発展方向として新たな組織化による水平的な発展と、5点の垂直的な発展を提言している。第1に「ぐるみ組織(全員参加型集落営農)」として、さらなるマネジメントの高

度化、生産力の発展、収益力の強化」を図ることで経営体として確立し、法人化することを挙げている。第2に「集落連合、旧村単位の地域営農組織、集落営農等」との重層組織を形成することで規模の経済を追求することである。第3に新規就農者の発掘や多様な担い手の確保・育成といったインキュベーター機能を発揮させることである。第4に集落の縛りを徐々に取り外していくことで事業体としての活動の自由度を高めることである。第5に複合化、多角化、社会的企業等の新規事業への進出である。農林水産省の『集落営農実態調査報告書』のデータを基に、消費者等への直接販売が定着しつつあるが、社会的企業への取組みにはまだ至っていないとしている。小池は社会的企業の定義が行っていないものの、集落営農の垂直的な発展の方向性の一つとして社会的企業を挙げていると推測される。

北川 [2012]³³⁾ は集落営農を個人の利益のみを契機としたものではなく、集落構成員の協力による共同性と、集落の農地を守ることによって地域のくらしや秩序を維持する公益性を含んだものであると位置づける。集落営農が公益的活動に取組む事例が増えてきた背景として、行政合併によって住民と行政との距離感が発生する中で、行政合併に対する危機感や自分たちの居住する地域を見つめなおそうとする小地域での自立的な取組みと集落営農が結びついていったと指摘する。京都府の集落型農業法人の事例から、「農地・農業維持型」「生活防衛・むらづくり型」「特産開発・農商工連携型」の3通りに分類される目的で設立された集落型農業法人の事業活動は、どれも展開プロセスの中で事業の多角化等の経営展開を図り「地域公益性」を追求しながら総合的な対応を行っていることに特性があると指摘する。そして、集落営農が「社会的協同経営体」として存在するためには、地域の大部分の住民に認知され、①共同的側

面、②経営的側面、③地域公益的側面を育んでいくことが必要と論じる。一方で、国や自治体の農業政策へ対応するために集落営農を展開する傾向が強まっており、それらの関係者は政策による交付金獲得が主目的となっていることを指摘する。集落総ぐるみでの集落営農ではなく、担い手農家と土地持ち非農家の分化が進み、無関心層の増加を危惧している。これに対する解決策として、農協や生協等の既存協同組合が、公益的な活動にとりくむ集落営農と連携することで、「地域の共同性」、「経済性」、「公益性」を追求する仕組みの構築を提言している。

以上の集落営農に関するサーベイからは、農業そのものを行う担い手としての社会的企業として捉えて研究が進められていることが判明した。また、梅本に代表される今後の水田農業の担い手の一つとして集落営農を捉える研究と、楠本や北川に代表される農村活性化の主体として集落営農を中心とした枠組みに関する研究とに分類されることも明らかとなった。

6. 発見事実と課題

本稿では、非営利的視座によるものと営利的視座によるものとに分類して、農業・農村における社会的企業の研究に関するサーベイを行ってきた。

その結果、非営利組織としてのNPO法人と地域クラスターに関する研究では、事業として農業そのものを担うのではなく、農村地域の活性化の支援機関としての社会的企業としての研究がなされていた。

非営利組織と営利組織の中間組織ではJAを社会的企業として位置づけた研究が多くなされていた。また、JAが広域大合併によって農村地域周縁部から撤退している現状を踏まえて、JAの役割を①相互扶助型の自助組織として組合員のくらしを守り高める役割、②共同作業型の他助組織として社会的な問題の解決と生活の

表3 農業・農村における社会的企業の形態

非営利組織形態	NPO 法人, 社会福祉法人	
営利組織形態	中間法人, 農業協同組合, 集落営農法人 (農事組合法人)	
	株式会社 有限会社	社会指向型企業, 集落営農法人 (株式 会社) 企業の社会的事業 (CSR)

出所：谷本 [2006] を参照に筆者作成

質の向上を図る役割, の2つに分類したときに, 後者の役割を求める研究成果が多いことが明らかとなった。そして, 前者の役割を持つ担い手として集落営農を掲げ, これと JA との連携に関する研究もなされていた。

営利的視座による研究は, 企業の経営や女性起業家, 集落営農と様々なアプローチによる研究がなされていた。企業の経営においては, 社会的企業の先進国である欧米における農業の研究も進められている。また, 集落営農は地域農業活性化の農業の担い手として社会的企業であると指摘する研究も多かった。

これらのレビュー成果を踏まえて, 本稿では農業・農村における社会的企業の形態を表3で示す。中間法人として JA が入り, 集落営農法人は, 株式会社と農業協同組合法による農事組合法人の2通りの法人格が選択できるので, 両方に入ることとなる。

社会的企業として農業を担う組織としての集落営農に関する研究が多く行われているが, 営利組織形態の視座と非営利組織の視座とで異なる指摘となる場合が少なくない。社会性と事業性を両立させるといふ社会的企業の定義から, 経営の存続は重要な課題である。農業・農村における社会的企業の研究を進めていきたい。

注

1) 谷本 [2006] P. 2

- 2) 経済産業省 [2008] P. 3-4
- 3) 細内 [2011] P. 5
- 4) 谷本は NPO を次の3つに分類している。①慈善型 NPO：寄付やボランティアをベースにチャリティとして社会的な課題に取り組む。②監視・批判型 (アドボカシー型) NPO：企業や政府・国際機関等の活動を監視・批判するアドボカシー活動として社会的課題に関わる。③事業型 NPO：ビジネスとして有料・有償で情報分析, コンサルティング等の社会的サービスの提供を行う。谷本 [2006] P. 7-15
- 5) 谷本は socially-oriented company, mission-based company, socially responsible business 等が社会指向型企業に該当するとしている。
- 6) 企業における CSR 活動は次の3つに次元化される。①経営活動のあり方：法令遵守やリスク管理等の受け身的なレベルから, 企業価値を創造するために経営活動のプロセスに社会的公正性・倫理性や環境対策等を組み込む。②社会的事業への取り組み：社会的商品・サービス等の開発による新しい社会的課題への取り組み。③社会貢献活動：金銭的寄付や施設・人材の活用による非金銭的支援等のコミュニティへの戦略的な支援活動。谷本 [2006] P. 13-15
- 7) 今田 [2004] P. 53-56
- 8) 多田 [2010] P. 50-53
- 9) 秋山 [2010] P. 18-24
- 10) 黒木 [2006] P. 112-127
- 11) 細内 [2011] P. 5-8
- 12) 桜井 [2006] P. 37-38
- 13) 石田 [2008] P. 41-50
- 14) 大友 [2011] P. 24-29
- 15) 池上 [2008] P. 37-41
- 16) 楠本 [2011] P. 278-282
- 17) 北川 [2012] P. 14-23
- 18) 大江 [2008] P. 43-49
- 19) 秋津 [2008] P. 5-14
- 20) 村山 [2009] P. 174-176
- 21) 岩崎 [2004] P. 39-47
- 22) 坂本 [2010] P. 147-153
- 23) 柏 [2009] P. 35-40
- 24) 秋山 [2007] P. 6-10
- 25) 法人そのものに対しては課税せず, その出資者に対して当該法人の損益分を課税する制度。
- 26) 西山 [2009] P. 37-46
- 27) 農林水産省は集落営農の定義を「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される組織としており, 法人化したものも含まれる。農林水産省 [2012] P. 1
- 28) 原田 [2008] P. 63-69
- 29) 山本 [2010] P. 37-42
- 30) 山本 [2011] P. 33-42
- 31) 梅本 [2010] P. 153-179
- 32) 小池 [2012] P. 5-13
- 33) 北川 [2012] P. 14-23

参 考 文 献

- Carlo Borzaga and Jacques Defourny(2001) "The Emergence of Social Enterprise" Routledge, a member of the Taylor&Francis Group, (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳 [2004]『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社)。
- 秋山邦裕 [2007]「農外からの多様な農業参入—市民に開かれた農業システムの模索—」食農資源経済論集第58巻1号
- 秋山邦裕 [2009]「農業・農村における非営利・公益活動の可能性」農村計画学会誌第28巻1号
- 秋津元輝 [2008]「農村暮らしの再建とスモールビジネスの役割」農業と経済11月号
- 池上甲一 [2008]「農村における「新しい公共」と農協の役割」農業と経済8月号
- 石田正昭 [2007]「地域コミュニティ活性化へ向けてのJA 支援—コミュニティ・ビジネスの中間支援機能強化をめざして—」共済総合研究第51号
- 石田正昭 [2008]「総合力を活かしたJA「くらしの活動」」農業と経済8月号
- 石田正昭 [2008]『農村版コミュニティ・ビジネスのすすめ—地域再活性化とJA の役割—』家の光協会
- 今田 忠 [2004]「急増するNPO 法人」農業と経済12月臨時増刊号
- 岩崎由美子 [2004]「「オルタナティブ・ワーク」としての農村女性起業と法人化」農業と経済12月臨時増刊号
- 梅本 雅 [2010]「水田活用によるコミュニティビジネスの展開と技術課題」『水田活用新時代—減反・転作対応から地域産業興しの拠点へ—』農山漁村文化協会
- 大江正章 [2008]「コミュニティ・ビジネスとしての都市農業」まちと暮らし研究第3号
- 大友康博 [2011]「ソーシャルビジネスとしての農業協同組合への期待」農業協同組合経営実務4月号
- 岡田知弘 [2008]「地域内再投資によるスモールビジネスの育成」農業と経済11月号
- 柏 雅之 [2009]「イギリスの農村・農業領域における社会的企業の展開と課題」生活経済政策
- 柏 雅之 [2010]「社会的企業と農村—欧州・イギリスでの展開から学びえるもの—」農村計画学会誌第29巻1号
- 北川太一 [2012]「地域の公益的活動を担う集落営農」農業と経済4月号
- 楠本雅弘 [2010]「進化する集落営農—新しい「社会的協同経営体」と農協の役割—」農山漁村文化協会
- 楠本雅弘 [2011]「進化する集落営農—地域の再生・希望のよりどころ—」月刊JA11月号
- 黒木英二 [2006]「中山間地域におけるコミュニティ・ビジネスクラスター形成に果たす大学の役割」『中山間地域の底力』農林統計協会
- 経済産業省 [2008]『ソーシャルビジネス研究会報告書』
- 小池恒男 [2012]「食料生産の責任と期待」農業と経済4月号
- 坂本忠次 [2010]「わが国社会的企業等に関する一考察」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要第13号
- 桜井 勇 [2006]「農業をとりまく情勢と農村再生の可能性」月刊社会運動3月号
- 多田憲市 [2010]「コミュニティビジネスの創出を支援触れて、見て、味わい、考え、心に感じる事業を」技術と普及12月号
- 谷本寛治 [2006]「ソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)の台頭」『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭—』中央経済社
- 西山未真 [2009]「農村女性起業の到達点とソーシャル・ビジネスへの展開」農業と経済12月号
- 農林水産省 [2012]「平成24年集落営農実態調査報告書」
- 原田英美 [2008]「地域経営 農村ビジネス」農業と経済5月号
- 細内信孝 [2011]「コミュニティ・ビジネス戦略で活性化を」AFC フォーラム5月号
- 村山元展 [2009]「農村コミュニティビジネスの実態と展望」高崎経済大学地域政策研究第12巻第1号
- 山本公平・田渡雅敏・西山敦士 [2010]「社会的企業としての集落法人の経営と展望—広島県の集落法人アンケート調査結果から—」農林業問題研究第46巻第2号
- 山本公平 [2011]「社会的企業としての集落法人設立後の意識に関する一考察」広島経済大学経済研究論集第34巻第1号